みはるまちしょう しゃけいかく(だい 3 き)

三春町障がい者計画(第3期)

わかりやすい版

しょう しゃ けいかく

1 障がい者計画とは

しょう ふくし きほん 障がい者計画とは、障がい福祉の基本となる町行政の考え

もくひょう か や目標が書かれた計画です。

日本全国の市や町や村は、この計画を作成するよう

「障害者基本法」という法律で決められています。

みはるまち しょう しゃけいかく ないよう 2 三春町障がい者計画の内容

(1)計画をすすめる期間

ふくし

この計画に書かれている障がい福祉の内容をすすめる期間は、

へいせい 平成29年度(2017年度)から平成37年度(2025年度) ねんかん

までの9年間です。

平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成36年度 平成37年度 平成35年度 平成34年度 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2024年 2025年 2022年 2023年

けいかく

(2) 計画のキャッチフレーズ

「障がいがあってもなくても、わけへだてなく、 住みなれたところで、その人らしくくらす。」



けいかく きほんもくひょう

(3)計画の基本目標

す。

障がい者がくらしにくいと感じるのは、その人が障がいをもっているからではなく、身のまわりの物や形などが、くらしやすい形になっていないから(=バリアーがあるから)です。

この計画の基本目標は、このバリアーを取り除いていくことで



もくひょうたっせい お

3 目標達成のために行うこと

もくひょう たっせい っき と く 目標を達成するため、次のことに取り組みます。

取り組み その1

障がい者が抱える生活のしづらさを見つけて、解決できるよう

な、相談支援体制の強化に取り組みます。

ます。

取り組み その2

三春町に住む障がい者に必要な福祉サービス施設 (特にグループホーム) が整備されるよう、可能な支援に取り組みます。

しかし、三春町内に、必要なすべての施設を整備することはむずかしいので、まわりの市や町などにも施設が整備されるよう、 県などへ要望します。

取り組み その3

障がいを抱える子どもたちが、より良い支援が受けられるよう

*** がっこう ふくしかんけいしゃ はな か
親と学校、福祉関係者による話し合いをすすめます。



取り組み その4

自分の考えを伝えることがむずかしい人や、お金の管理がむずか しい人を、支援する体制を整備していきます。



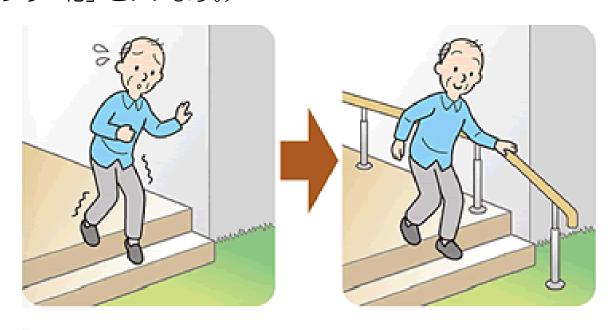
取り組み その5

障がいのあるなしにかかわらず、だれにとってもくらしやすいま ちづくりをすすめます。(これを「ユニバーサルデザインによるまち づくり」といいます。)



取り組み その6

障がい者がくらしにくいと感じる、身のまわりの物や形を、くらしやすい物や形に変えていく取り組みをすすめます。(これを「バリアフリー化」といいます。)



と 取り組み その7

また、災害や救急などのときに利用できる

「eメッセージ地域安心」システムや

「eメール119」の利用をひろめます。 **~**



紙に書かれた文字を読み取ることがむずかしい視覚に障がいのあ

ひと
る人のために、「音声コード」と「視覚障がい者用活字文書読上げ

装置」の利用をひろめていきます。



取り組み その8

障がい者がくらしにくいと感じるのは、その人が障がいをもっているからではなく、身のまわりの物や形などが、くらしやすい形になっていないから。(=バリアーがあるから。)という障がいに対する理解を、学校教育をとおして、子どもたちにひろめていきます。



6ページ

<u>取り組み その9</u>

障がいのある人も同じ社会に生きる人として、多くの人たちと交流できるような取り組みをすすめます。

特に、障がいのある子どもと、そうでない子どもの交流やいっし がくしゅう と く よに学習する取り組みをすすめます。

取り組み その10

災害などで避難するのに支援が必要な人とそれを支援してくれる で民どうしの助け合い(=これを共助といいます)の取り組みをす すめます。

